

入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和6年（2024年）3月12日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 林 義之

記

1 品名

- 入札番号 1 消火栓鉄蓋（丸形鉄蓋）
- 入札番号 2 特殊押輪
- 入札番号 3 地下式消火栓（浅埋対応形）
- 入札番号 4 消火栓補修弁（浅埋対応形）

2 納入場所及び仕様等

別紙各「仕様書」のとおり

3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 入札参加資格要件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「資材・園芸用品」に登録され、地域区分が「市内」「準市内1」「準市内2」のいずれかであること。
- (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始

の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）（1枚の申請書に入札参加しようとする品名を複数記入可）を、ファクシミリを使用して下関市上下水道局経営管理課へ提出すること。（FAX番号083-231-3338）

6 申請書提出期間

令和6年3月12日（火）午前9時から

令和6年3月18日（月）午後5時まで

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和6年3月21日（木）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

8 質問の方法

ファクシミリ（FAX番号083-231-3338）によること。

質問の期限は、令和6年3月18日（月）午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

9 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局経営管理課

(2) 日時

令和6年3月12日（火）午前9時から

令和6年3月18日（月）午後5時まで

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和6年3月26日（火）

入札番号 1 午前10時00分

入札番号 2 午前10時03分

入札番号 3 午前10時06分

入札番号 4 午前10時09分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

13 入札書に記載する金額

入札番号1、3、4については1個当たりの単価、入札番号2については1組当たりの単価（いずれも小数点第2位までとする。）を記入すること。

この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に納品数量を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に、消費税及び地方消費税率を乗じて得た額（免税事業者にあつては消費税及び地方消費税相当率を乗じた金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した額とする。

14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局経営管理課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札参加資格要件の無い者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札参加資格要件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (9) 仕様書中水道管路課とあるものは、令和6年4月1日から給水課が水道管路課と改名されるため。

仕 様 書

品 名	規格・形状	備考	予定数量	単位	納期
消火栓鉄蓋 (丸形鉄蓋)	φ500 消防車デザイン	承認材料	20	個	発注後7日以内

※備考欄で承認材料と指定した物品は、下関市上下水道局水道用資材承認一覧表に登録されているものであること。

契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

納品場所 下関市内(水道管路課及び北部事務所指定場所)

参考:下関市上下水道局水道用資材承認一覧表(抜粋)

品 名	形状・寸法	規 格	適用条件
消火栓鉄蓋		JWWA B 132	消防車デザイン
			耐スリップ型

参考型番 ROS-50G-10C 日之出水道機器

※法令に適合したもの

水道法施行令第6条(給水装置の構造及び材質の基準)及び厚生省令第14号(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)に定められた技術的事項に適合したもの。

※JWWA

公益社団法人日本水道協会

仕 様 書

品 名	規格・形状	備考	予定数量	単位	納期
特殊押輪	ダクタイル鋳鉄管K形用150mm 3DkN以上 SUSボルト・ナット ゴム輪付	承認材料	50	組	発注後7日以内

※備考欄で承認材料と指定した物品は、下関市上下水道局水道用資材承認一覧表に登録されているものであること。

※特殊押輪については、SUSボルト・ナット ゴム輪を本体に組み込んで納品すること。

契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

納品場所 下関市内(水道管路課及び北部事務所指定場所)

参考: 下関市上下水道局水道用資材承認一覧表(抜粋)

品 名	形 状・寸 法	型 式・(条 件)	メ-カー
特殊押輪ロングワイドZ	φ75~900	TN-30Z	大成機工機
スーパーホールド	φ75~900	CMH-Z・CMH-S	コスモ工機

※法令に適合したもの

水道法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）及び厚生省令第14号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）に定められた技術的事項に適合したもの。

※ J W W A

公益社団法人日本水道協会

仕 様 書

品 名	規格・形状	備考	予定数量	単位	納期
地下式消火栓 (浅埋対応形)	単口 φ75 7.5k 左開き 町野式	承認材料	20	個	発注後7日以内

※備考欄で承認材料と指定した物品は、下関市上下水道局水道用資材承認一覧表に登録されているものであること。

契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

納品場所 下関市内(水道管路課及び北部事務所指定場所)

参考: 下関市上下水道局水道用資材承認一覧表(抜粋)

品 名	形 状・寸 法	型 式・(条 件)	メーカ一
地下式消火栓 (浅埋対応形)	単口 φ75	JWA B 103準拠	角田鉄工株
		<ul style="list-style-type: none"> ・内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・内外面合成樹脂塗装 ・口金構造: 旧下関市型 開閉方向: 右回り開き・左回り開き ・口金構造: 町野式 開閉方向: 左回り開き 	株清水鐵工所
			幡豆工業株
			清水工業株
			宮部鉄工株
			株クボタ
			前澤工業株
			株清水合金製作所

※法令に適合したもの

水道法施行令第6条(給水装置の構造及び材質の基準)及び厚生省令第14号(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)に定められた技術的事項に適合したもの。

※ J W W A

公益社団法人日本水道協会

仕 様 書

品 名	規格・形状	備考	予定数量	単位	納期
消火栓補修弁 (浅埋対応形)	ボール式 φ75×100H 7.5k (レバー式)	承認材料	20	個	発注後7日以内

※備考欄で承認材料と指定した物品は、下関市上下水道局水道用資材承認一覧表に登録されているものであること。

契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

納品場所 下関市内(水道管路課及び北部事務所指定場所)

参考: 下関市上下水道局水道用資材承認一覧表(抜粋)

品 名	形状・寸法	規 格	適用条件
消火栓補修弁 (浅埋対応形) (内外面粉体塗装)	φ75×100~150	JWWA B 126	

※法令に適合したもの

水道法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）及び厚生省令第14号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）に定められた技術的事項に適合したもの。

※ J W W A

公益社団法人日本水道協会